

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長 藤原 一二

市町村名 (市町村コード)	川俣町 (07308)
地域名 (地域内農業集落名)	小島地区 (下の町、中組、岩阿久、檜野、田代、睦、小ヶ坂、深海)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)R5.7.19、(第2回) R6.1.18 (第3回)R6.2.15

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、国道沿いの農地については基盤整備が行われ農作業が行われているものの、山間部は不整形地や狭小地が多く、高齢化と後継者不足が拍車をかけ耕作放棄地が増えている状況である。また、有害鳥獣(サル)の被害も増加しておりその対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:0人、新規就農者:1名、団体経営体(法人・集落営農組織等):2経営体

多面的機能保全組合:1組織

主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が行われている農地については今後も営農を続け守っていくが、山間部の条件が悪い農地については維持管理をするのが精一杯の状態であり、今後の活用方法について考えていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	242.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	242.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の農業者については、高齢化により10年後までにリタイアや規模縮小を行う可能性がある。今後集積していく営農者について検討していく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借については農地中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路等の維持管理を行う際に多面的機能支払交付金などを活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農支援センター、県北農林事務所、JA、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻の基幹作業の一部については地区内にある2つの集落営農組織に委託を行う。 遊休農地については地域全体で維持管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣(サル、イノシシ)の被害が増加しているため、現在行っている有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵導入費用補助の継続、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。
草刈り等の維持管理については、農業専従者だけでなく、土日等の短時間でも働ける農業者以外の人材も確保し行っていく。